

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

海田町上下水道課より大切なお知らせ

**令和元年10月1日より**  
指定給水装置工事事業者は  
**5年ごとの更新が必要になります**

指定給水装置工事事業者の資質・向上を目指して、

「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日

初回更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて個別にお知らせします。**なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。**

●更新の要件は新規指定と同様です。

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書
- ・誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款の写し及び登記事項証明書  
(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類  
(免状又は技術者証等)
- ・指定更新時確認書

●指定更新手数料

- ・1件につき4,000円(非課税)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- 給水装置工事事業者の業務内容  
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の  
従事状況

●更新申請についてのお問い合わせは

海田町 上下水道課 工務係 TEL:082-823-9211